

第6 政令第8条区画（令8区画）

1 令8区画の意義

令8区画とは、「消防法施行令第8条」でいう区画の略称で、防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁により区画された場合には、その区画された部分は、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれ別の防火対象物とみなされるという規定である。

2 令8区画の構造等

- (1) 鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）又はこれらと同等に堅牢であり、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基政令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
令8区画に適用する耐火構造は、原則として第6-1表によるものとする。

第6-1表 耐火構造の仕様 (単位：cm)

構造部分	構 造	被覆材料	耐火時間		備 考	
			2時間	3時間		
壁		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	$t \geq 3$ $B \geq 10$	—	t：非耐力壁では2 cm以上
		鉄骨コンクリート造	コンクリート	$t \geq 3$ $B \geq 10$	—	
	(※) 	鉄材で補強したコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石	$t \geq 5$ $b \geq 8$	—	ブロックにモルタルを施さないと、肉厚が足りなくなる場合がある
	(※) 	高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル		$B \geq 7.5$	—	
	(※) 	中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充てんしたもの		$b \geq 5$ $B \geq 12$	—	
床		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリート	$B \geq 10$	—	
	(※) 	鉄材で補強したコンクリートブロック造、れんが造、石造	コンクリートブロック、れんが、石	$t \geq 5$ $b \geq 8$	—	

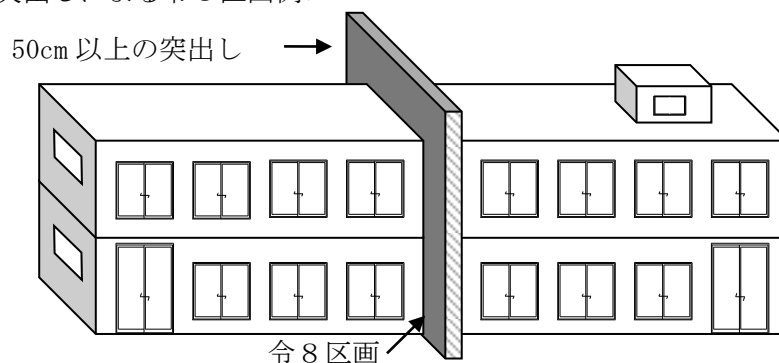
注) (※)印の構造の適用は耐火構造の建築物を令8区画する場合に限る。

(3) 区画の構成

ア 突き出しによる令8区画

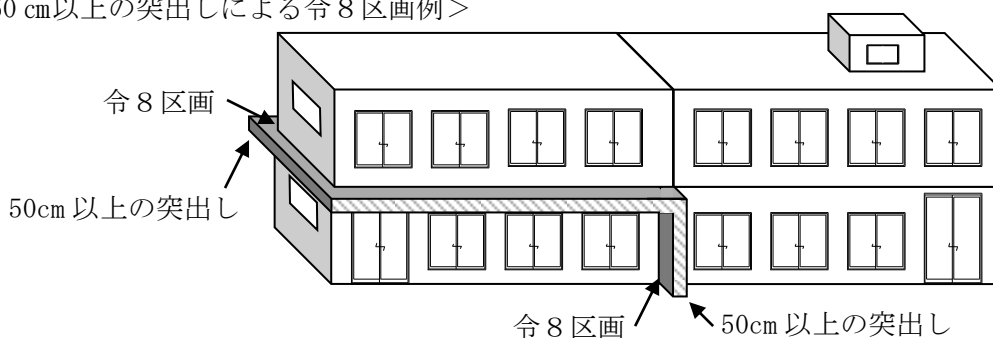
令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。(第6-1、6-2図参照)

<50cm以上の突き出しによる令8区画例>



第6-1図

<50cm以上の突き出しによる令8区画例>



第6-2図

イ 突き出しを設けない場合の令8区画

50cm以上の突き出しを設けない令8区画を行う場合については、次によること。

(7) 50cm以上の突き出しを設けない場合は、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であること。

ただし、この範囲に開口部がある場合は、令8区画を介して接する開口部相互の距離が90cm以上確保され、かつ当該開口部が防火設備であること。

※ 開口部に換気口等も含むものであり、当該換気口等には防火ダンパー（以下、「FD」という。）を設けること。ただし、火気設備の排気筒はFDを設けることを要しない。

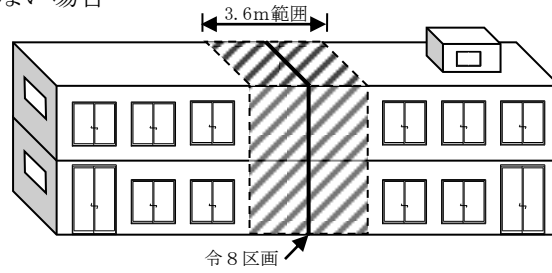
(第6-3～6-6図参照)

(4) 幅3.6mの範囲のとりかたは、原則として令8区画を中心として、両側1.8m以上とすること。

(5) 幅3.6m以上の範囲の耐火性能は、建築基準法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能に関する技術的基準以上とすること。(第6-2表参照)

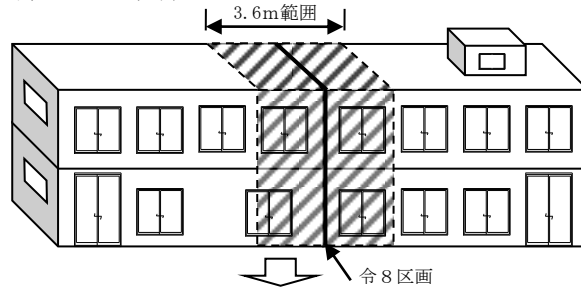
<50 cm以上の突出しを設けない場合の令8区画例>

(例1) 3.6m 範囲に開口部がない場合

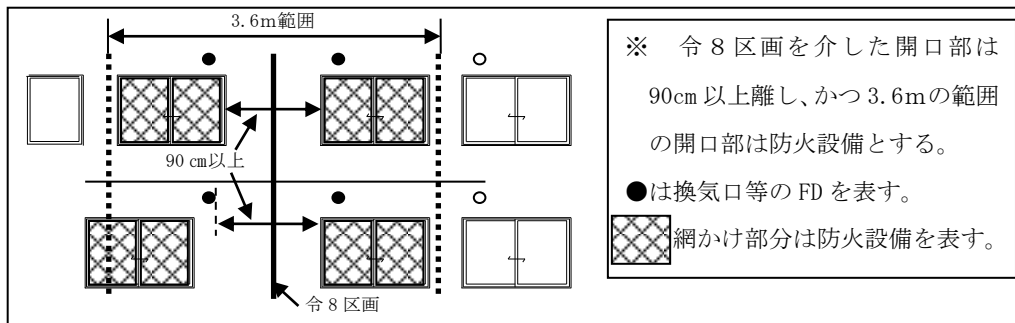


第6-3図

(例2) 3.6m 範囲に開口部がある場合

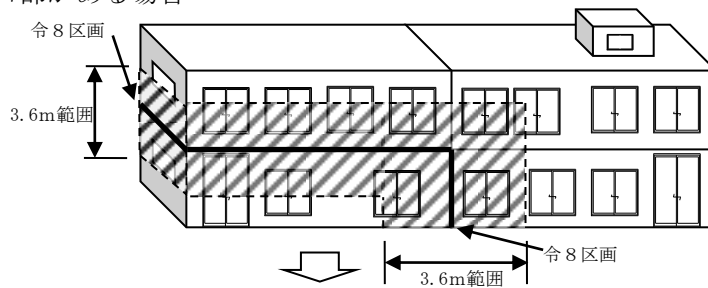


[拡大図]

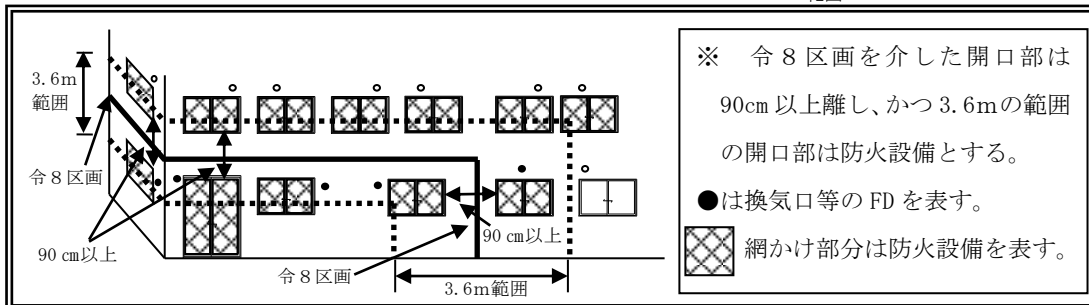


第6-4図

(例3) 3.6m 範囲に開口部がある場合

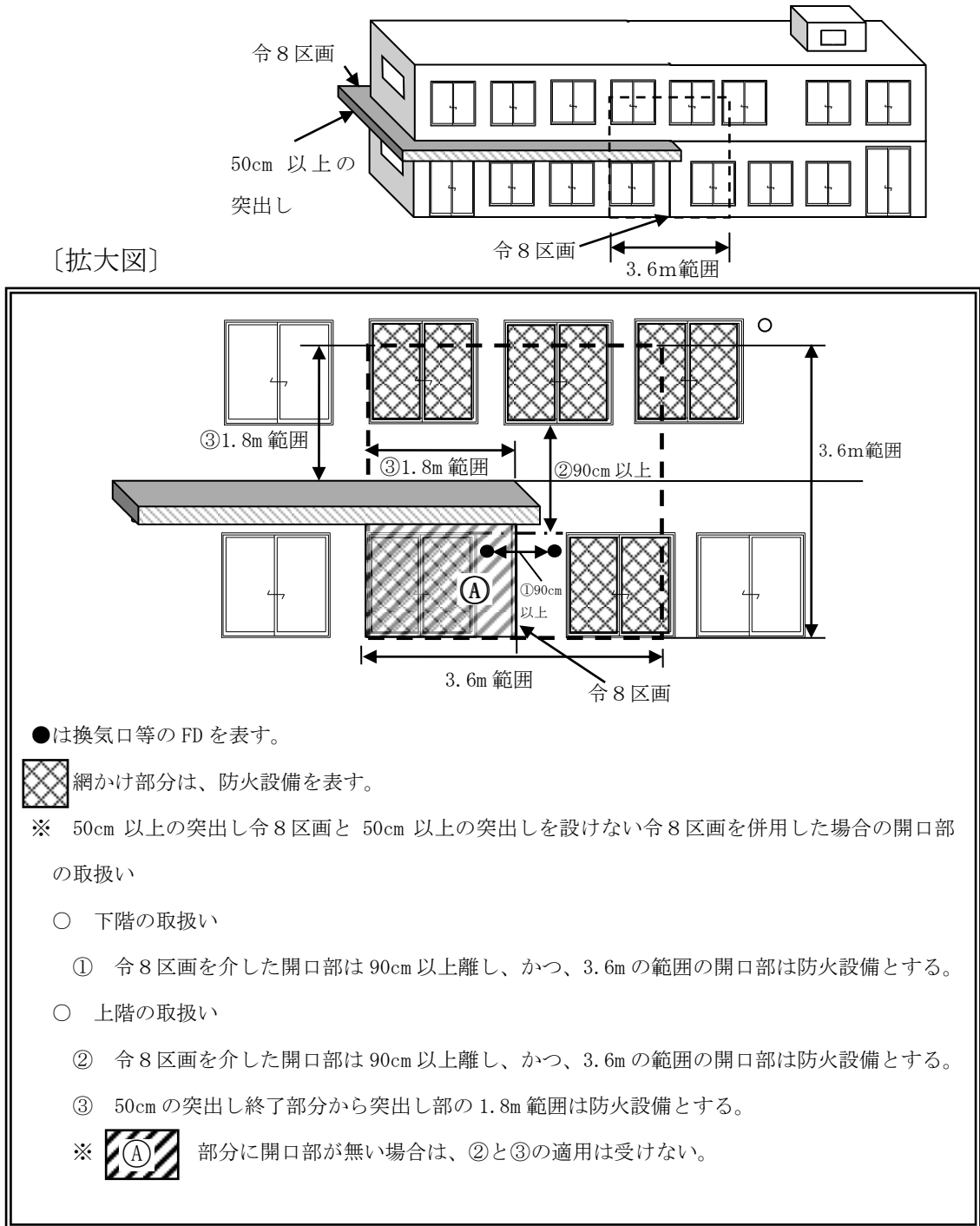


[拡大図]



第6-5図

<50 cm以上の突出しの令8区画と、50 cm以上の突出しを設けない場合の令8区画を併用した場合の例>



第6-6図

第6-2表 耐火性能に関する技術基準（建基政令第107条第1項）

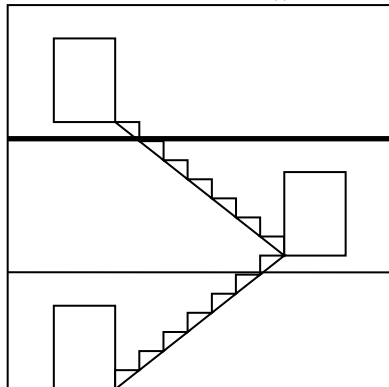
		最上階及び最上階から数えた階数が2以上4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	1 時 間	2 時 間	2 時 間
	外 壁 (耐力壁に限る。)	1 時 間	2 時 間	2 時 間
柱		1 時 間	2 時 間	3 時 間
床		1 時 間	2 時 間	2 時 間
は り		1 時 間	2 時 間	3 時 間
屋 根		30 分 間		
階 段		30 分 間		
(1) この表において、建基政令第2条第1項第8号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。 (2) 前(1)の屋上部分については、この表中最上階の部分と同一の耐火時間によるものとする。 (3) この表における階数の算定については、地階部分の階数はすべて算入する。				

ウ 屋外階段を介する令8区画

- (7) 屋外階段を共用する令8区画は認めないものとする。（第6-7図参照）
- (4) 屋外階段を共用せず、専用の屋外階段を設置し、当該階段を令8区画を介した他の区画部分の外壁に面し設ける場合は、階段の周囲2m以内に開口部を設けない場合に限り令8区画を認めるものとする。（第6-8図参照）

<屋外階段を介した令8区画例>

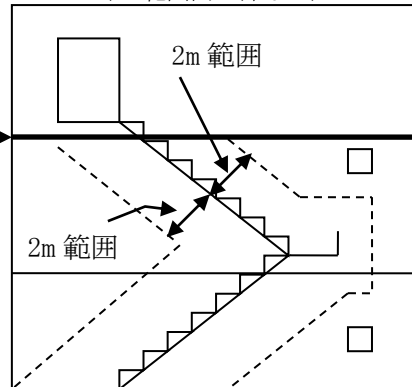
令8区画不可・共用屋外階段



第6-7図

令8区画可・専用屋外階段

(2m範囲開口部なし)



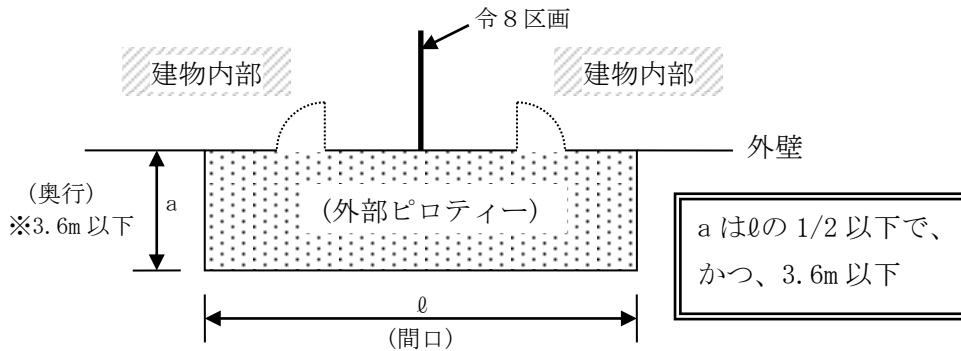
第6-8図

エ 外気に開放されたピロティー等を介した令8区画

外気に開放されているピロティー等（間口が開放され、かつ、通行等によりのみ使用されるものに限る。）を介した令8区画については、イによるほか、次の各事項に適合すること。（※ピロティー等を介する令8区画の場合には、アによる50cm以上の突き出しのそで壁による区画は適用しない。）

- (7) ピロティー等の奥行は、3.6m以下とする。（第6-9図参照）
- (i) ピロティー等の奥行はピロティー等の間口の2分の1以下であること。（第6-9図参照）

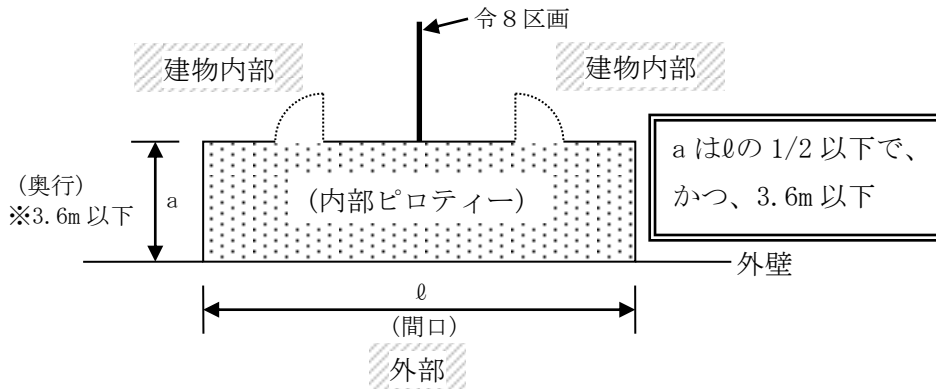
<外部ピロティー等の令8区画例>



第6-9図

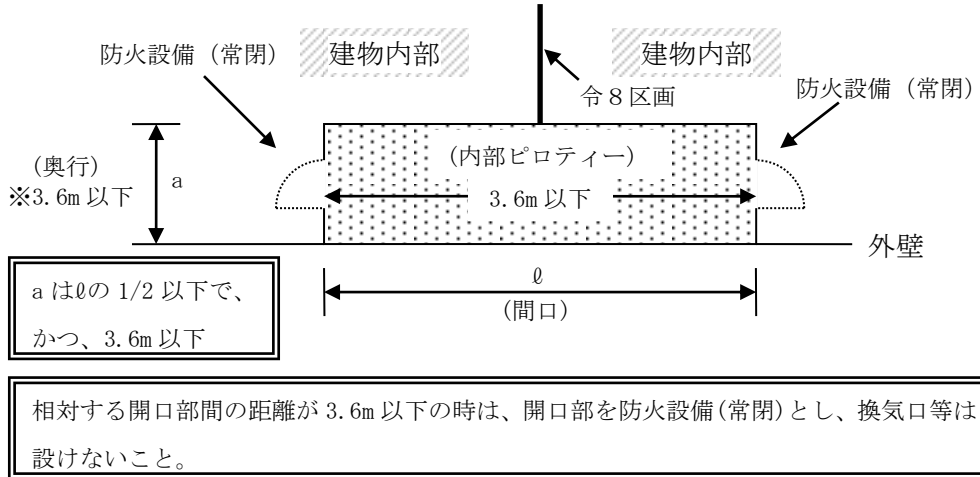
- (7) 建物内部に入り込んだピロティー等についての奥行は(7)及び前(i)と同様の取扱いとし、令8区画を介した開口部が相対する場合は、相対する開口部間の距離が3.6m以下のときは、相対する開口部を常閉の防火設備とし、換気口等（火気設備の排気筒を含む。）は設けないこと。（第6-10～6-12図参照）

<内部ピロティー等の令8区画例>



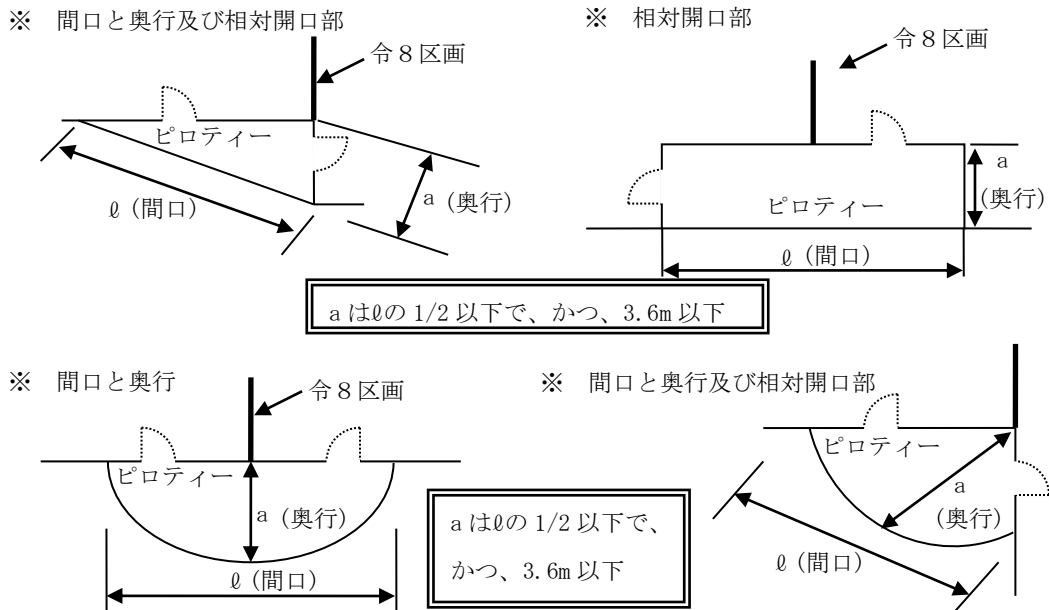
第6-10図

<内部ピロティ等の令8区画の相対する開口部の扱い例>



第6-11 図

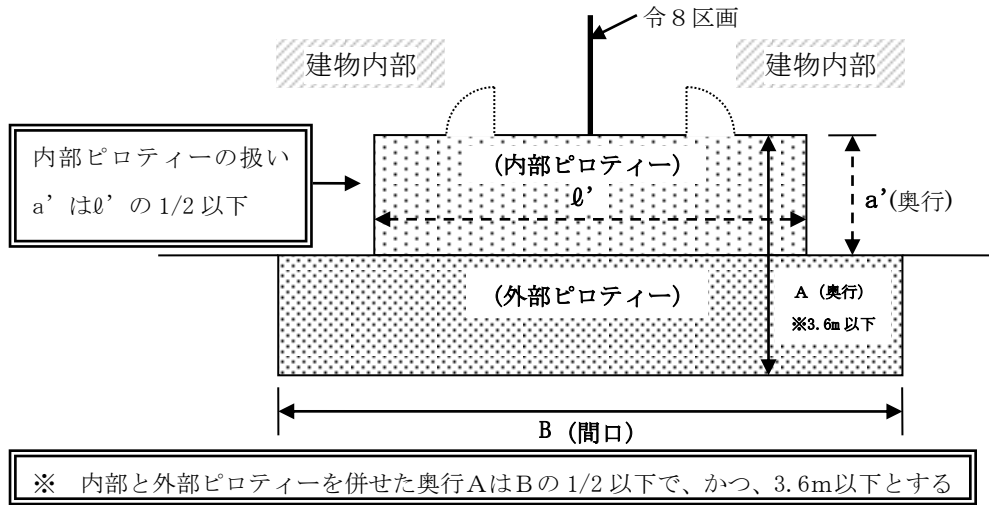
<ピロティの間口と奥行の扱い及び相対するものとして扱う開口部は下図の例による>



第6-12 図

- (イ) 建物内部に入り込んだピロティ等と建物外部に張り出したピロティ等が併設されている場合は、建物内部に入り込んだピロティ等部分の奥行は(i)と同様の取扱いとし、外部ピロティ等を含めた全ピロティ等の奥行は、外部ピロティ等の間口の2分の1以下で、かつ、3.6m以下であること。(第6-13 図参照)

<内部ピロティー等と外部ピロティー等の併設した令8区画例>

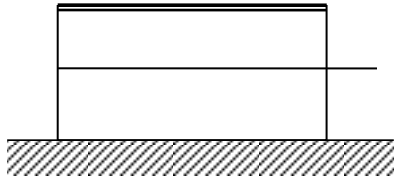
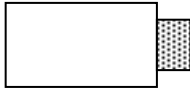


第6-13図

(4) ピロティー等を介した令8区画の「ピロティー等」とは、第6-3表のものをいう。

第6-3表

No.	型	立面	平面
1	ピロティー		
2	ポーチ (ひさし型)		
	ポーチ (寄り付き型)		
3	バルコニー		

4	ひさし		
---	-----	---	---

オ 令8区画を行う建築物の構造

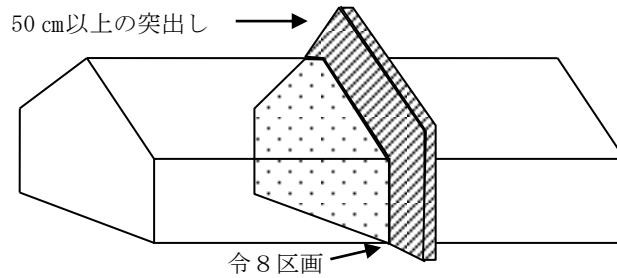
令8区画を行う建築物の構造は原則として耐火構造の建築物とする。

ただし、次のいずれかの条件に適合する場合は、耐火構造以外の建築物の令8区画を認めるものとする。

- (i) 令8区画を行う壁の構造が鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の自立する構造の壁である場合。（第6-14図参照）
- (ii) 主要構造部が耐火構造で造られた部分とそれ以外の部分とを令8区画する場合。（第6-15図参照）

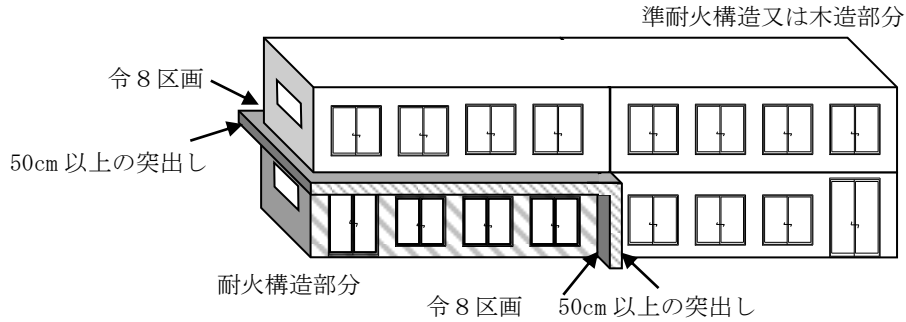
<自立するRC造又はSRC造の耐火構造の壁による令8区画例>

※ 令8区画する壁は自立する耐火構造の壁とする



第6-14図

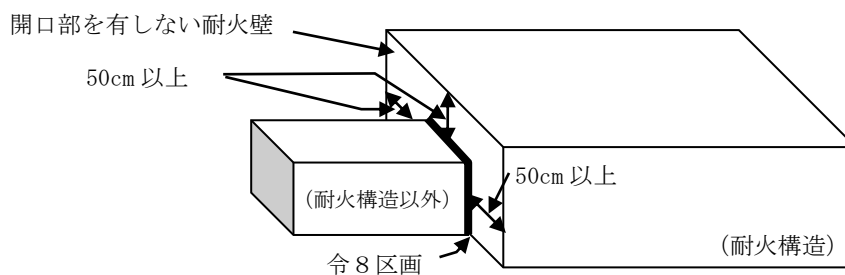
<耐火構造と耐火構造以外の部分の令8区画例>



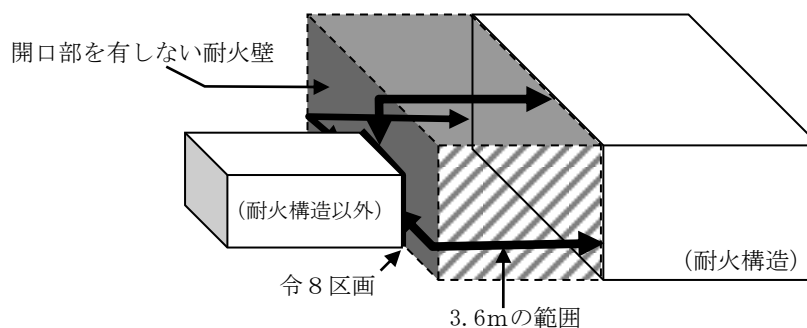
第6-15図

〔事例 1〕

問 耐火構造の開口部のない外壁を共用して耐火構造以外の建築物を設けた下図の場合、令8区画として認められるか。



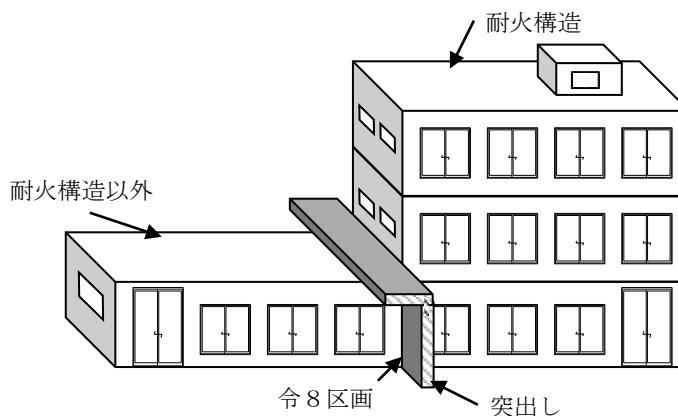
答 耐火構造以外の建築物と接続している耐火構造の建築物の部分の3.6m範囲を92号通知1.(1).ウ.(イ)から(エ)によらねたい。



〔事例 2〕

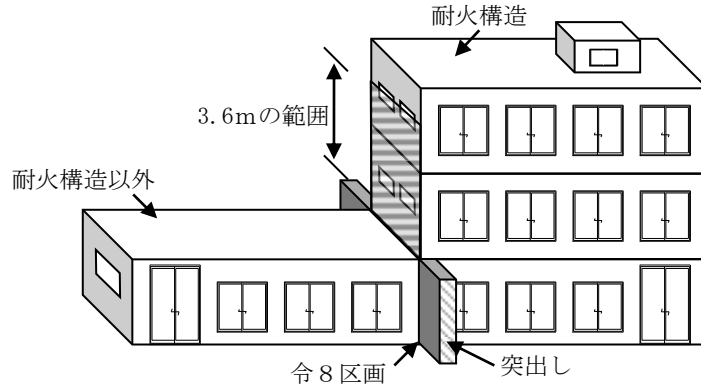
問 耐火構造3階建の開口部のない1階部分に耐火構造以外の建築物を設けた次の(1)(2)(3)の方法は令8区画として認められるか。

(1) 接続部両端及び上方に50cm以上の突出しを設ける。

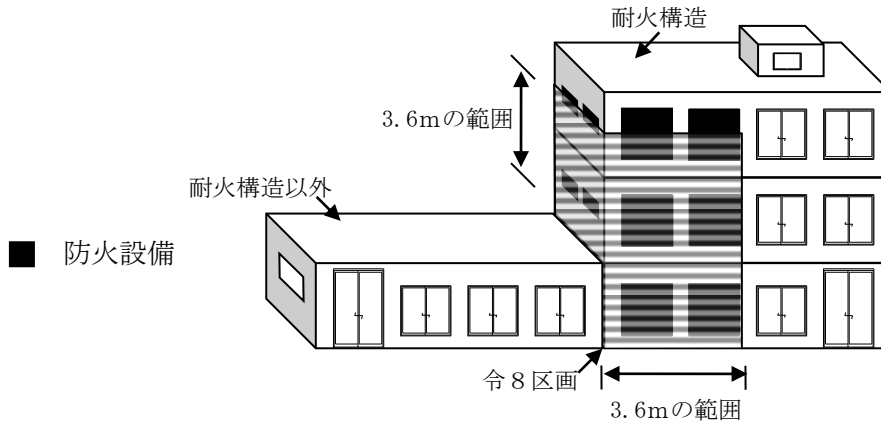


(2) 接続部両端に 50cm 以上の突出しを設け、上方（耐火建築物側）3.6m の範囲にある開口部に防火設備を設ける。

なお、この場合、両側の突出しは上方に対しいくらか突出させなければならないか、また開口部を防火設備としなければならない範囲はどこまでか。



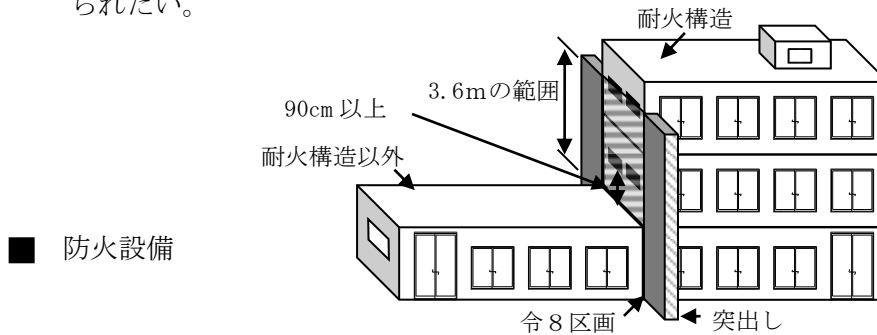
(3) 接続部から耐火建築物側 3.6m の範囲にある開口部に防火設備を設ける。



答 (1)は認められない。

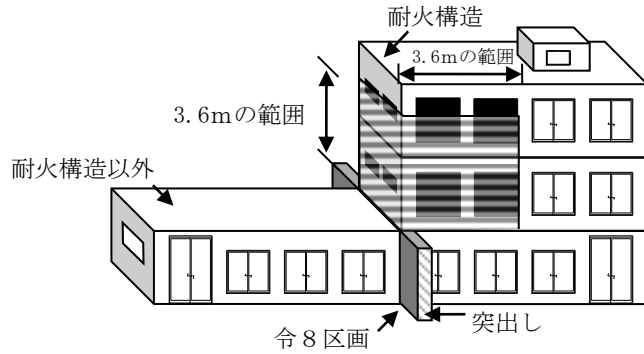
(2)は下図によらねたい。

- 突出しによる場合は下図のように、接続部から上方 3.6m の範囲に突出しを設け、かつ、その範囲及び開口部を 92 号通知 1. (1). ウ. (7) から (8) によらねたい。



- 上方に突出しを設けない場合は3.6m範囲を92号通知1.(1).ウ.(イ)から(エ)によらねたい。

■ 防火設備

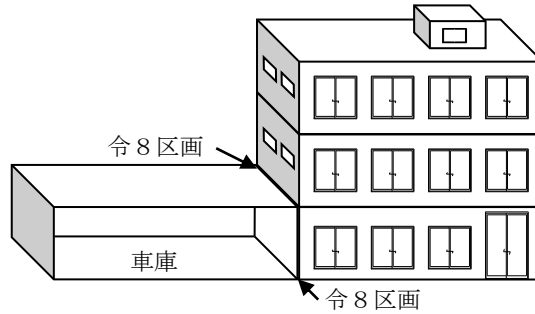


(3)は開口部及び外壁を92号通知1.(1).ウ.(イ)から(エ)により設けた場合は、お見込みのとおり。

〔事例 3〕

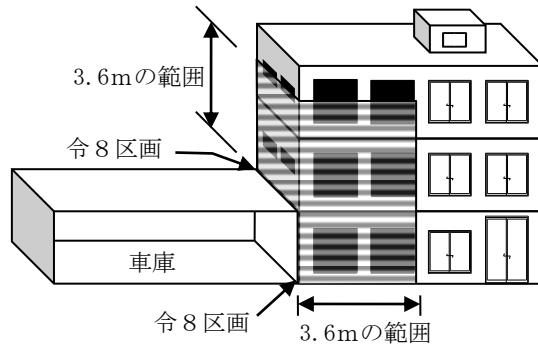
問 耐火構造の建物で、令8区画を行う片方が車庫又は車路あるいは通路等で外壁が無く、かつ50cm以上の袖壁も設けない下図のような場合、令8区画を行うことは可能か。

可能とした場合、令8区画のとり方について教示願いたい。



答 令8区画の取り方は、原則として令8区画を中心として両側1.8m以上の範囲に及ぶものであるが、質問のような形態の場合に限り、外壁を有する片側の3.6m以上の範囲を92号通知1.(1).ウ.(イ)によることとされたい。

■ 防火設備



3 令8区画を貫通する配管及び貫通部の取扱い

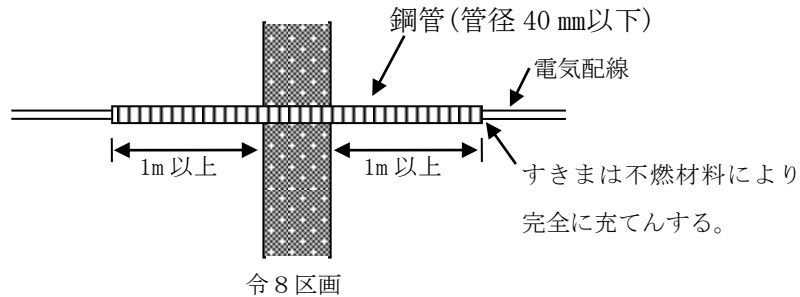
令8区画を配管等が貫通することは、原則として認められないが、必要不可欠な配管で、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては認められるものであること。この場合において同等とみなすことができるのは、次によるものとする。

(1) 令8区画を貫通することができる配管及び貫通部の取扱いは次によるものとする。

ア 配管の用途は、給水管・排水管及びこれに付随する通気管で、「(3) 鋼管等の取扱い」に示す鋼管（以下「鋼管等」という。）又は(一財)日本消防設備安全センターの性能評定（以下「性能評定」という。）を受けたものとする。

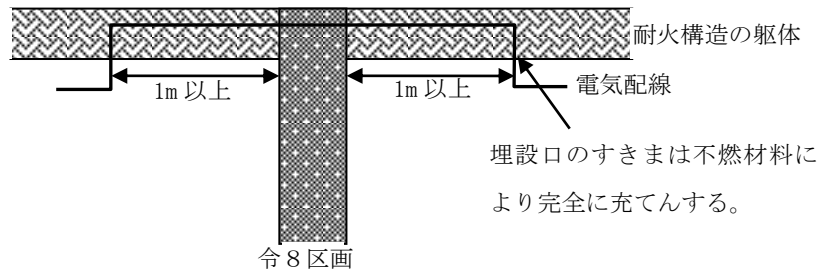
イ 電気配線（電話ケーブル、アンテナ線等を含む。）は、次の施工方法により認めるものとする。

(7) 区画貫通部を含む両側1m以上の部分を鋼管（管径40mm以下に限る。）とし、鋼管と配線のすきまは不燃材料で完全に充てんする施工とした場合（第6-16図参照）



第6-16図

(8) 区画貫通部を含む両側1m以上の部分を耐火構造の躯体内に埋設し、埋設口のすきまは不燃材料で完全に充てんする施工とした場合（第6-17図参照）



第6-17図

(9) 性能評定を受けたものにより施工した場合

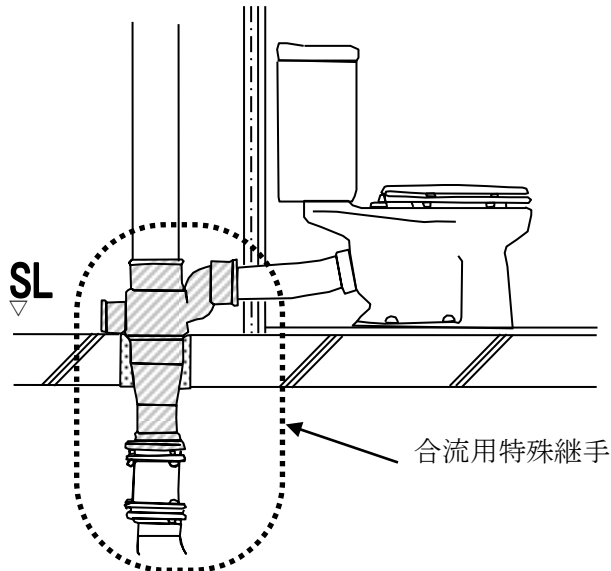
(10) 建基政令第129条の2の4第1項第7号ハによる国土交通大臣の認定（以下「大臣認定工法」という。）を受けたもの（(一財)日本建築センターより「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として、2時間以上の防火性能評定を受けたもので大臣認定工法に移行評価されたものに限る。）により施工した場合

ウ 令8区画を貫通する耐火二層管の施工上の取扱い

(7) 性能評定を受けた耐火二層管に使用する分岐継手として、次の継手の使用を認めることとする。(第6-18図参照)

なお、継手接続部の目地施工については、耐火二層管の性能評定による目地施工を準用することとする。

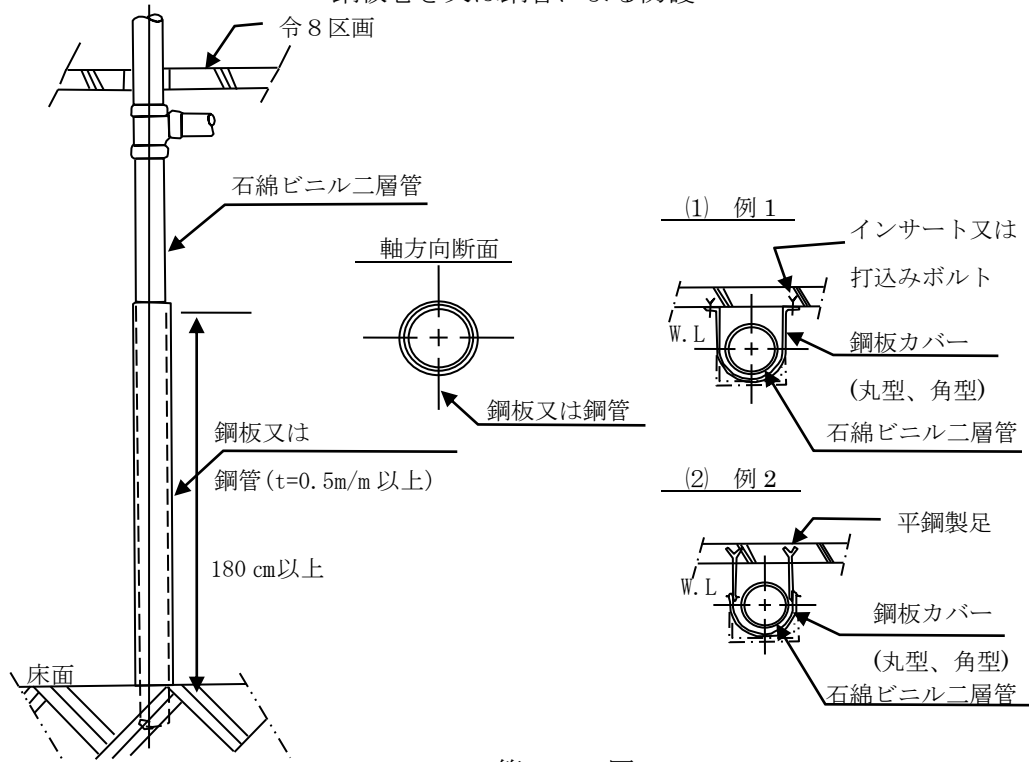
- a 継手種別 合流用特殊継手 (通称は排水集合管またはソベント継手という。)
- b 継手材質 鋳鉄又は鋼板製等



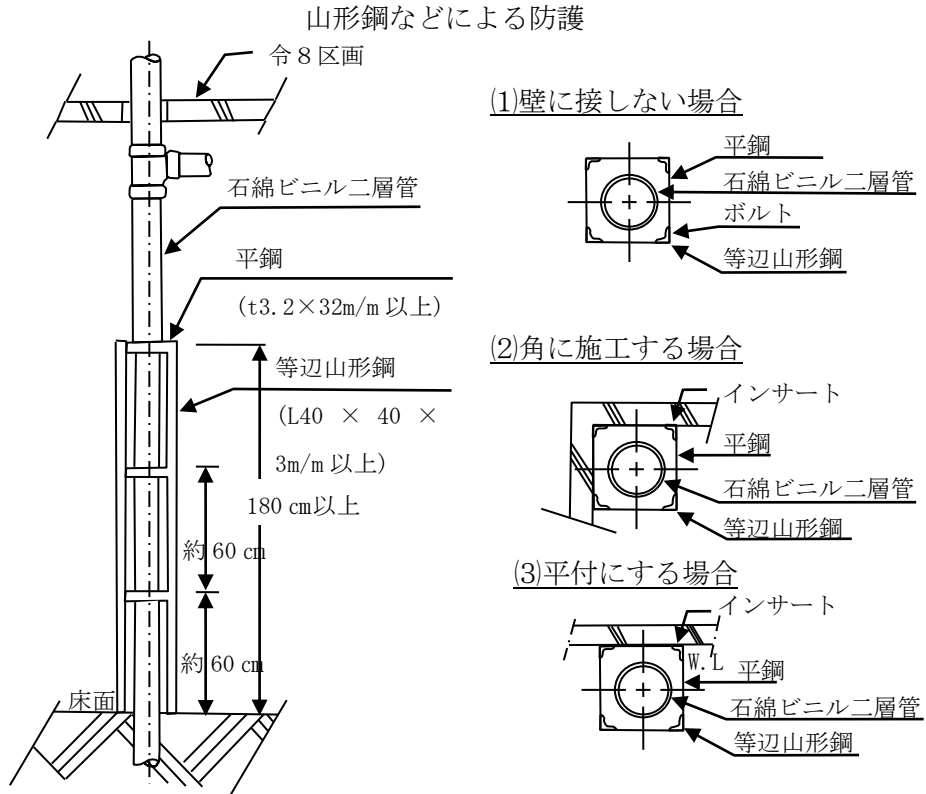
第6-18図

(4) 性能評定を受けた耐火二層管を室内に露出して施工する場合は配管に対する衝撃を受けない措置として、次の防護措置を講ずること。(第6-19、6-20図参照)

鋼板巻き又は鋼管による防護



第6-19図

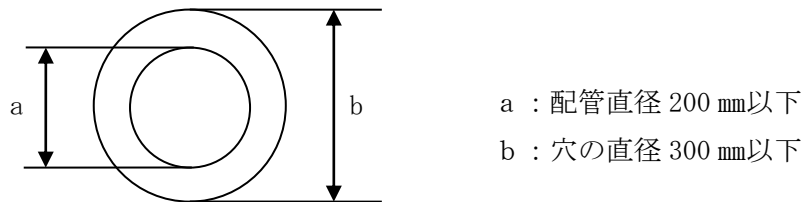


第6-20図

(2) 配管及び貫通部

ア 貫通する給水管、排水管及びこれに付随する通気管の一の配管は、呼び径 200 mm 以下のものであること。(第6-21図参照)

<令8区画に設ける穴と配管>



第6-21図

イ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径 300 mm 以下となる工法であること。(第6-21、6-22図参照)

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径 300 mm の円に相当する面積 (概ね 700 cm²) 以下であること。(第6-22図参照)

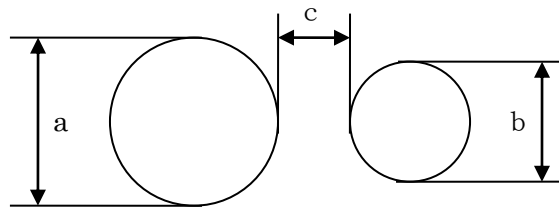
<令8区画に設ける貫通のための穴>



第6-22図

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては200mm）以上であること。（第6-23図参照）

＜令8区画に設ける貫通のための穴相互の離隔距離＞



- a : 穴の直径 300 mm以下
- b : 穴の直径 300 mm以下
- c : 穴相互の離隔距離
- c は、次の条件を満たすこと。
 - ・ $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
 - ・ $c \geq 200 \text{ mm}$

第6-23図

エ 配管及び貫通部は、一体で、建基政令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

オ 貫通部はモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

カ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

(3) 鋼管等の取扱い

ア 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(7)及び(4)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (7) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (4) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

イ 鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (7) JISG3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (4) JISG3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）
- (7) JISG3452（配管用炭素鋼鋼管）
- (5) JISG3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- (4) JISG3459（配管用ステンレス鋼鋼管）
- (8) 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (8) JWWAK132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (8) JWWAK140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (8) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

- (g) WSP032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (h) WSP039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (i) WSP042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

ウ 貫通部の処理

(7) セメントモルタルによる方法

- a 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
- b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(i) ロックウールによる方法

- a JISA9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充てん密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充てん密度 150 kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充てんすること。
- b ロックウール充てん後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

エ 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、次の(7)又は(i)の措置を講ずること。

(7) 可燃物への接触防止措置

- a に掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材(充てん密度 150 kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(i) 給排水管の着火防止措置

次の a 又は b に該当すること。

- a 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

オ 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(7)又は(4)によること。

- (7) 保温材として前エ.(7).aに掲げる材料を用いること。
- (4) 給排水管にあっては、JISA9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、ウ及び前エの規定について、特に留意されたいこと。

カ 配管等の接続

配管等をアの範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (7) 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (4) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、bに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

a メカニカル接続

- (a) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (b) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (c) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (d) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (e) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

b 差込み式ゴムリング接続

- (a) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (b) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- (c) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (d) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (e) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

c 袋ナット接続

- (a) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (b) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (c) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (d) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

- (a) 挿入管の差し口端部外面に管用テーパおネジを切ること。
- (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

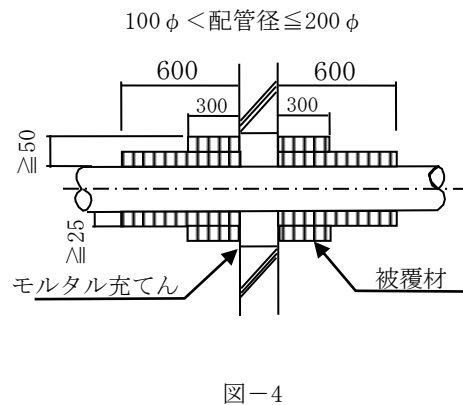
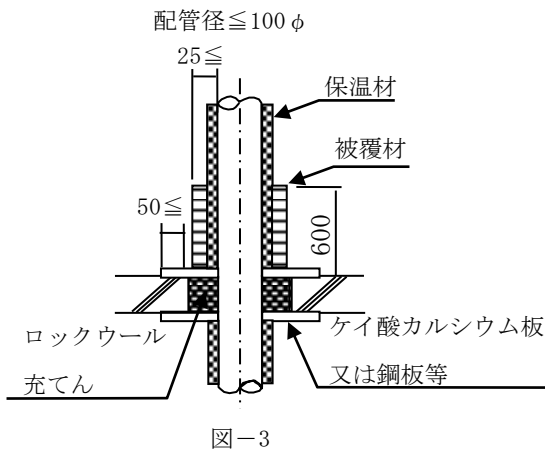
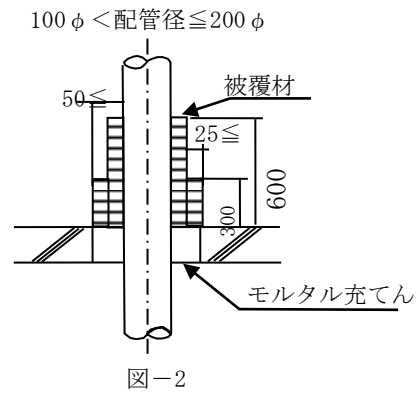
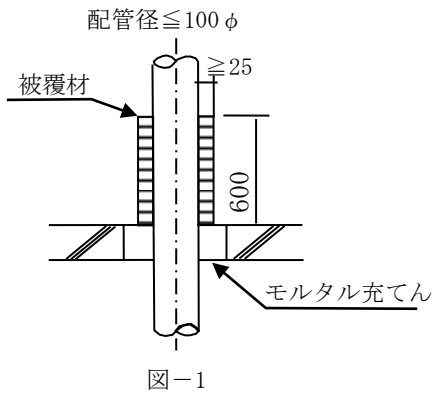
- (a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

(d) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

キ 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考) 施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)(図-1~5)



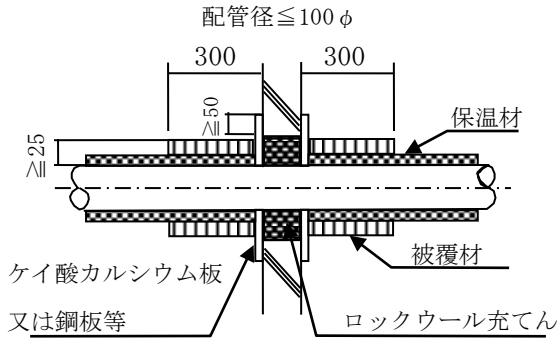


図-5

4 令8区画による消防用設備等

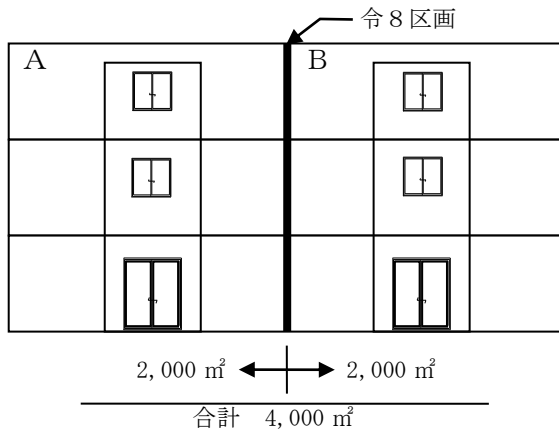
(1) 設置の考え方

- ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
- イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。
- ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。

ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階の階数算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

(2) 令8区画された場合の主な消防用設備等の設置例

ア 屋内消火栓設備（政令第11条）

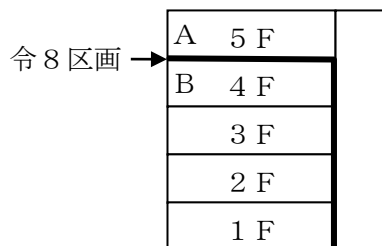


※ A・Bとも耐火構造の共同住宅で内装制限あり。

令8区画されたA・B部分ごとの面積により、設置を要しない。

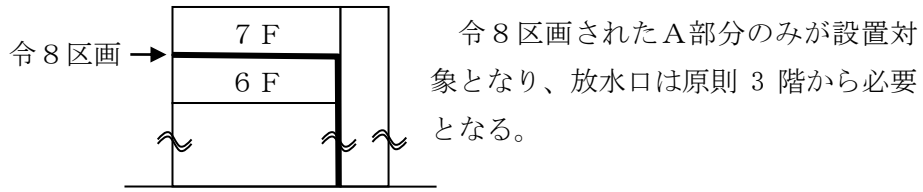
イ 連結送水管（政令第29条）

(7)

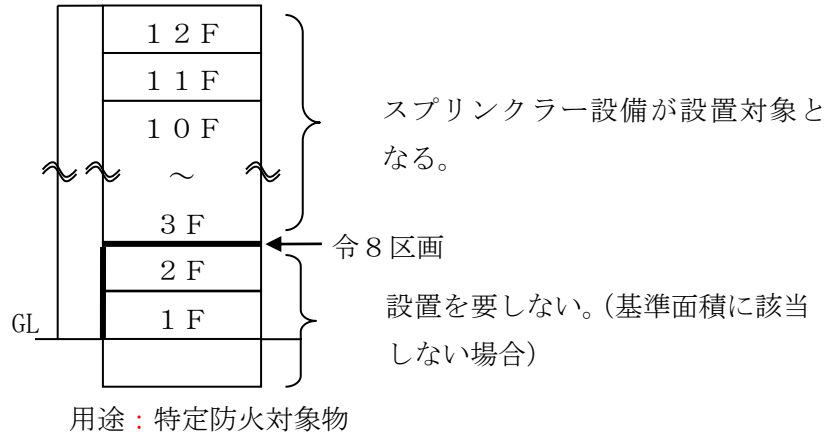


令8区画されたA部分の床面積の合計が6,000 m²以上の場合に設置対象（A部分のみ）となり、放水口は原則3階から必要となる。

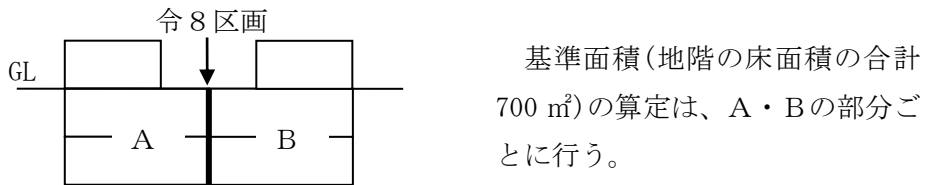
(i)



ウ スプリンクラー設備 (政令第12条第1項第3号)

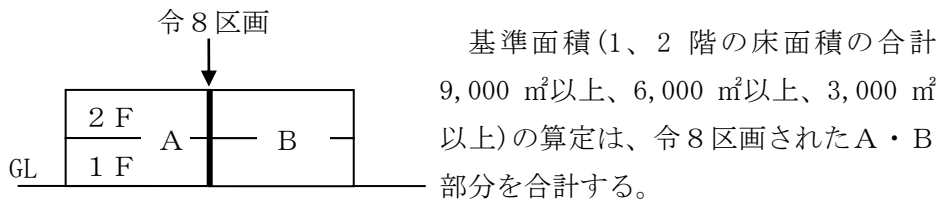


エ 連結散水設備 (政令第28条の2)

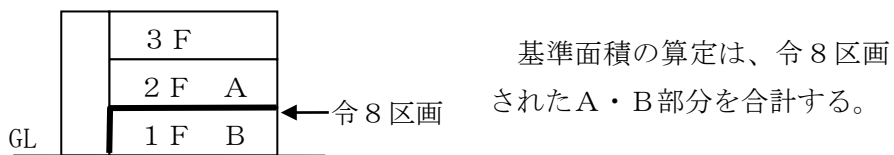


オ 屋外消火栓設備 (政令第19条)

(7)

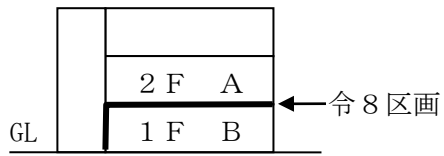


(i)



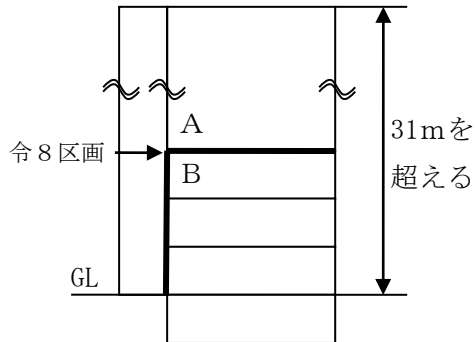
カ 消防用水（政令第27条）

(7)



基準面積（1、2階の床面積の合計
15,000 m²以上、10,000 m²以上、5,000
m²以上）の算定は、令8区画された
A・B部分を合計する。

(1)



基準面積（地階を除く延べ面積
25,000 m²以上）の算定は、令8区画
されたA・B部分を合計する。